

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院 中期目標（修正案）の考え方

項目	意見の内容	修 正 案	原 案	備考
前文 (P1)	・目標達成時期について、特に記載がなければ「目標期間中」と判断できるよう前文に記載してはどうか。(北海道)	ここに、法人が <u>本期間中に達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</u>	ここに、法人が_____達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。	
第2-1(1) (P2)	・心疾患及び脳血管疾患に固執せず、救急医療ひと括りでよいのではないか。(評価委員会) ・北斗病院との連携による具体的なメリットなどを記載できないか。(北海道) ・平成28年度地域医療構想における病床機能報告において、広尾町立病院は、急性期病床から回復期病床への転換を予定していることから、地域医療構想及び病床機能の考え方を明らかにした上で、将来においても、救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有する状態を確保し、二次救急告示病院を継続するなどの記載内容とすべき。(パブコメ)	(1) 救急医療体制の充実 _____最寄りの高度救急医療を提供する総合病院(帯広市)まで、車で1時間30分の距離にある本町の現実をふまえ、町民の安心・安全を守るため、二次救急告示病院として初期救急医療体制を維持・強化すること。 <u>また、総合病院との連携によるスムーズな救急搬送体制を確保すること。</u>	(1) 救急医療体制の充実 <u>本町は心疾患及び脳血管疾患の患者が多い傾向にあるが、最寄りの高度救急医療を提供する総合病院(帯広市)まで、車で1時間30分の距離にある_____現実をふまえ、町民の安心・安全を守るため、二次救急告示病院として初期救急医療体制を維持・強化すること。</u> _____	・救急病床の確保等、病床機能の見直しについては、第2-1(2)において記載する。
第2-1(2) (P2)	・えりも町を含めた海岸部の住民に対する医療サービスの提供についても言及すべき。(評価委員会) ・「病床の内訳（包括ケア病床・療養病床）」については、収支計画積算の「根幹」の情報であることから記載すべき。(北海道) ・「13：1入院基本料への移行」は、新広尾町国保病院事業改革プラン（以下「新改革プラン」という。）において、広尾町国保病院の役割及び使命を果たすための重点項目の1つとして目標設定されており、法人の中期目標として設定すべき重要事項と考えられるため、目標へ記載すべき。(北海道) ・訪問診療については回数ではなく、キャパシティビルディングによる目標設定をしてはどうか。(評価委員会) ・町内には訪問看護を必要としている人がおり、すべてを民間にまかせることにはならないのではないか。(評価委員)	(2) 地域医療の維持 <u>周辺に民間病院がなく、町立病院が近隣自治体を含めた地域医療の中心的役割を担っていることから、地域の医療ニーズに合致する診療科の充実を目指すとともに、現在の入院48床を維持する</u> _____こと。 <u>病床区分については、救急対応や長期療養患者に必要な病床を確保しつつ、地域包括ケア病床の導入を検討するなど、患者の実態に応じた見直しを行うこと。</u> <u>また、自宅等生活の場で必要な在宅医療を受けられるように、年間訪問診療60件の実施が可能な体制を確保するとともに、訪問看護についても民間との連携を図り、町民ニーズに応えること。</u>	(2) 地域医療の維持 <u>周辺に民間病院がなく、町立病院が_____地域医療の中心的役割を担っていることから、_____現在の入院48床を維持するとともに、地域の医療ニーズに合致する診療科の充実を目指すこと。</u> _____	・「13：1入院基本料への移行」については、地域包括ケア病床の必須条件であることから、改めて記載はしない。 ・収支見通しにあたっては、 ①病床稼働率80%以上⇒最終年で40床の稼働を想定 ②現状をふまえ、常時16人の長期療養患者を想定⇒療養病床 ③残る24床を地域包括ケア病床として収支を試算
第2-1(3) (P2-3)	・急性期から回復期への転換を予定しているのであれば、「急性期から」の書き出し部分は、補足説明が必要。(パブコメ) ・ワクチン事業など、子どもを対象とした施策についても記載すべき。(評価委員会)	(3) 医療機関間の連携強化 <u>町内の診療所や歯科医院・薬局をはじめ、かかりつけ医や各専門診療科との連携を強化し、必要とされる医療に合わせて、救急対応から回復期、慢性期、在宅医療、終末期医療まで切れ目のない医療を提供できる体制を構築し、町内診療所からの入院要請を積極的に受け入れること。</u> <u>また、診療所との役割分担に配慮しつつ、ワクチン事業などの実施に協力すること。</u>	(3) 医療機関間の連携強化 <u>町内の診療所や歯科医師・薬局をはじめ、かかりつけ医や各専門診療科との連携を強化し、必要とされる医療に合わせて、急性期から回復期、_____在宅医療、終末期医療まで切れ目のない医療を提供できる体制を構築し、町内診療所からの入院要請を積極的に受け入れること。</u> _____	

項目	意見の内容	修 正 案	原 案	備考
第2-1(4) (P3)	・町内事業所への産業医の派遣についても記載すべき。(評価委員会)	(4) 町内官公庁等への協力 町内官公庁等への嘱託医の派遣体制を維持するとともに、民間事業所等への産業医の派遣要請についても、可能な限り対応すること。	(4) 町内官公庁等への協力 町内官公庁等への嘱託医の派遣体制を維持すること。	
第2-1(5) (P3)		(5) 疾病予防、重症化予防の取組 町の保健事業等と連携し、町民に対し人間ドックや健康診査の受診を積極的に呼び掛け、人間ドック50件、特定健診25件の実施を目指すとともに、連携医療機関との協働により、幅広い領域において二次予防の提供に努め、健康寿命の延伸に貢献すること。	(5) 疾病予防、重症化予防の取組 町の保健事業等と連携し、町民に対し人間ドックや健康診査の受診を積極的に呼び掛け、人間ドック50件、特定健診25件の実施を目指すとともに、連携医療機関との協働により、幅広い領域において第二次予防医療の提供に努め、健康寿命の延伸に貢献すること。	・語句の統一・整理
第2-1(6) (P3)	・津波を含めた水害対策についても言及すべき。(評価委員会) ・BCP(事業継続計画)の策定について記載すべき。(評価委員会)	(6) 災害対応力の充実強化 <u>地震や津波、水害等の災害発生時に町民の医療や長期避難を支える拠点としての機能を整備するため、BCP(事業継続計画)を策定するとともに、災害対応訓練を実施すること。</u>	(6) 災害対応力の充実強化 <u>災害発生時に町民の医療や長期避難を支える拠点としての機能を整備するため、災害対応訓練を実施すること。</u>	
第2-2(1) (P4)	・看護協会主催の研修会等を積極的に利用すべき。(評価委員会)	(1) 医療職の人材確保と人材育成 (前略) 看護師及び医療技術職員については、患者やその家族に信頼される安心・安全で質の高い医療サービスを提供するため、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携に努め、研修の受講や資格の取得も含めた人材育成体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。	(1) 医療職の人材確保と人材育成 (前略) 看護師及び医療技術職員については、患者やその家族に信頼される安心・安全で質の高い医療サービスを提供するため、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携に努め、 <u>資格の取得も含めた人材育成体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。</u>	
第2-3(1) (P5)		(1) 患者本位の医療の提供 患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、 <u>インフォームド・コンセントを徹底すること。</u>	(1) 患者本位の医療の提供 患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分にあった治療法を選択できるよう、 <u>十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。</u>	・二重表現の整理
第2-3(2) (P5)	・改善の根拠を具体的に記載すべき。(北海道)	(2) 診療待ち時間の改善等 患者サービス向上の観点から、電子カルテシステムの活用や予約システムの導入による外来診療及び検査等の待ち時間の短縮・改善に取り組むこと。	(2) 診療待ち時間の改善等 患者サービス向上の観点から、 <u>外来診療及び検査等の待ち時間の短縮・改善に取り組むこと。</u>	
第2-3(3) (P5)	・北斗病院(年2回実施)と同様に実施し、環境整備に努めるべき。(北海道) ・第2-3(4)に記載のボランティアから如何にして患者のプライバシーを確保するのか。(パブコメ)	(3) 患者・来院者のアメニティ向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努め、患者満足度調査を年2回実施し患者の求める医療サービスの向上を図ること。 (後略) (平成29年度実績：患者満足度調査未実施)	(3) 患者・来院者のアメニティ向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努め、患者満足度調査を定期的に実施し患者の求める医療サービスの向上を図ること。 (後略)	・ボランティアに職員と同様のコンプライアンスが求められることは当然であり、第2-4(2)で求める内部規程で定めるべきものと考える。

項目	意見の内容	修 正 案	原 案	備考
第2-3(4) (P5)	・何を目的としたボランティアなのかを明らかにすべき。(パ ブコメ)	(4) 患者の利便性向上 <u>ホール案内</u> ボランティアの受け入れや、病院への アクセス及び病院内の案内表示等を充実させること で、患者の利便性向上に取り組むこと。 (後略)	(4) 患者の利便性向上 <u>_____ボランティアの受け入れや、病院への アクセス及び病院内の案内</u> 等を充実させること で、患者の利便性向上に取り組むこと。 (後略)	
第2-3(5) (P5-6)	・看護協会主催の研修会等を積極的に利用すべき。(評価委員 会) ・患者満足度調査の結果を接遇向上に反映する旨を記載すべ き。(評価委員会)	(5) 職員の接遇向上 全ての職員に対し医療はサービス業であるとの意 識を浸透させ、接遇の向上に努めるため、連携医療機 関等における研修機会も積極的に活用し、全職員が 年1回以上の接遇研修を受講すること。 また、患者、利用者の意見・要望等を聞く投書箱の 設置に加え、患者満足度調査の結果も活用し、一層の サービス向上と業務改善の取組を進めること。	(5) 職員の接遇向上 全ての職員に対し医療はサービス業であるとの意 識を浸透させ、接遇の向上に努めるため、連携医療機 関等における研修機会も積極的に活用し、全職員が 年1回以上の接遇研修を受講すること。 <u>_____患者、利用者の意見・要望等を聞く投書箱を 引き続き設置し、</u> <u>_____一層の</u> サービス向上と業務改善の取組を進めること。	
第2-5(1) (P6)		(1) 町の保健・福祉行政との連携 町民の健康増進を図るために、町の機関と連携・協働 して、特定健診、一般健診、がん検診等の各種健康診 断を実施し、生活習慣改善などの一次予防の推進を 図ると同時に、連携医療機関との協働により、幅広い 領域において <u>二次及び三次予防</u> の普及に努め ること。	(1) 町の保健・福祉行政との連携 町民の健康増進を図るために、町の機関と連携・ <u>協力</u> して、特定健診、一般健診、がん検診等の各種健康診 断を実施し、生活習慣改善などの一次予防の推進を 図ると同時に、連携医療機関との協働により、幅広い 領域において <u>第二次</u> <u>予防医療</u> の普及に努め ること。	・語句の統一
第2-5(2) (P6-7)	・全町民を対象としたものだけでなく、事業所を対象とした 講座等の実施を検討すべき。(評価委員会)	(2) 町民への保健医療情報の提供及び発信 医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、町 民対象の公開講座の年1回開催や、連携医療機関に おいて開催される啓発活動の共同発信、 <u>住民組織</u> や 事業所を対象とした健康づくり講座、ホームページ の開設等を通じて、保健医療情報の発信及び普及啓 発を推進すること。	(2) 町民への保健医療情報の提供及び発信 医療に関する専門分野の知識や情報を活用し、町 民対象の公開講座の年1回開催や、連携医療機関に おいて開催される啓発活動の共同発信、 <u>_____</u> <u>_____ホームページ</u> の開設等を通じて、保健医療情報の発信及び普及啓 発を推進すること。	
第3-2(4) (P8)	・法律の内容を書く必要はなく、具体的な目標を記載すべき。 (北海道)	(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入 <u>職務職階制</u> の導入など、 職員の勤務成績が 適切に反映できる給与制度の <u>_____運用</u> を図ること。	(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入 <u>地方独立行政法人法</u> (平成15年法律第118号) 第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績が 適切に反映できる給与制度の導入、運用を図ること。	
第4(1) (P8-9)	・各指標については、新改革プランにおける目標値と整合を 図るべき。(北海道) ・職員給与費比率は経営基盤強化及び経営維持するために重 要な指標であることから、中期目標へ記載すべき。(北海道)	1 持続可能な経営基盤の確立 町立病院の公的使命を果たすため、経営収支・資金 収支の改善を図り、経営を安定させるためのあらゆ る方策を講じること。 (1) 全職員が、病院経営は独立採算を原則とした絏 營を目指すべきであることを強く認識し、経常収 支比率100%以上を維持すること。 (平成29年度実績：103%)	(1) 持続可能な経営基盤の確立 町立病院の公的使命を果たすため、経営収支・資金 収支の改善を図り、経営を安定させるためのあらゆ る方策を講じること。 <u>_____全職員が、病院経営は独立採算を原則とした絏 營を目指すべきであることを強く認識し、経常収 支比率100%以上を維持すること。</u> (平成29年度実績：103%)	・項目番号の整理

項目	意見の内容	修 正 案	原 案	備考
		<p>(2) 医業収支比率については、<u>70%</u>を上回るよう努めること。 (平成29年度実績：62%)</p> <p>(3) 職員給与費率は、収入の確保等により<u>90%以下</u>とするよう努めること。 (平成29年度実績：103%)</p>	<p>また、医業収支比率については、<u>総務省病院事業決算状況における類似平均値（平成28年度76.4%）</u>を上回るよう努めること。 (平成29年度実績：62%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新改革プランとの整合を図る。 ・新改革プランとの整合を図る。
第4(2) (P9)	・病床利用率については、収支計画に用いた数値との整合を図り、新改革プランについては別途見直しすべき。(北海道)	<p><u>2 収入の確保</u> 地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床利用率<u>80%以上</u>を達成するよう努めること。 (後略)</p>	<p><u>(2) 収入の確保</u> 地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効果的な病床管理を行うことにより、病床利用率<u>70%以上</u>を継続して達成するよう努めること。 (後略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項番号の整理 ・新改革プラン策定時の病床数は60床（$60 \times 75\% = 45$床）であるため、40床稼働に見直し。 ($40/48 = 83.3 \approx 80\%$)
第4(3) (P9)		<u>3 費用の削減</u> (略)	<u>(3) 費用の削減</u> (略)	・項番号の整理
第5-1 (P9)	・「一般会計繰入金」については、新改革プランにおいて、健全で持続可能な経営基盤を確立するために経営指標及び目標として定められている。中期目標においても「一般会計繰入金」などの具体的な指標を設定すべき。(北海道)		<p>1 町からの財政支援について 不採算医療など政策的に必要な部門を除き、町からの財政支援に依存した経営体質から脱却すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本中期目標を達成した場合、病院経営が悪化したH29以降、H34までの年平均繰入額は約3.8億円となり、新改革プランの目標(3.9億円)をクリアできる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に関して、法人運営の透明性の確保、業務内容や業務改善等の情報発信、医療を取り巻く環境の変化など必要に応じた中期計画等の見直し等の記載が有った方がよい。(パブコメ) ・業務運営に係る具体的な目標が抽象的でわかりにくい。(パブコメ) 			<ul style="list-style-type: none"> ・法人には、毎年の業務実績の報告・公表などが地方独立行政法人法により義務づけられており、法人経営の透明性は同法によって担保されている。 ・中期目標期間中の頻繁な中期計画見直しは想定しておらず、法人が毎年作成する年度計画において対応することになる。 ・中期目標は、法人が目標期間において達成すべき業務運営に関する目標を定めたものであり、国の指針に準じて作成している。 目標達成のための具体的な手法等については、法人が作成する中期計画において示される。